

## 医療機関群の具体的な要件について（3）

### 1. 中医協総会（平成 23 年 11 月 18 日）での検討概要

- 大学病院本院群、（仮）高診療密度病院群、それ以外の病院群の 3 群案（A 案）で検討作業を進めることについて基本的に了承された。
- 年末（12 月）の最終報告に向けて以下の点を踏まえながら、引き続き DPC 評価分科会において検討作業を進める。
  - ① 大学病院本院以外の特定機能病院に対する（仮）高診療密度病院群の要件適用について、医師に対する研修実績の取扱いを含めて配慮する。
  - ② 「医師研修の実施」の要件の設定に伴う他の制度（特に卒後臨床研修制度）への影響についても十分考慮する。
  - ③ 「高度な医療技術の実施」の要件設定（外保連手術試案の活用）において、手術時間も考慮する。

### 2. 高診療密度病院群（仮称）の要件における特定機能病院の取扱い

#### (1) 特定機能病院の要件（医療法）

特定機能病院は、医療施設機能の体系化の一環として、高度の医療の提供、高度の医療技術の開発及び高度の医療に関する研修を実施する能力等を備えた病院について、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に基づいて厚生労働大臣が個別に承認するものである。

#### 医療法 第四条の二

病院であつて、次に掲げる要件に該当するものは、厚生労働大臣の承認を得て特定機能病院と称することができる。

- 一 高度の医療を提供する能力を有すること。
- 二 高度の医療技術の開発及び評価を行う能力を有すること。
- 三 高度の医療に関する研修を行わせる能力を有すること。

(2) 特定機能病院における（仮）高診療密度病院群・実績要件の取扱い

① 医師研修の実施(C-2)

（仮）高診療密度病院群での要件		特定機能病院での取扱い
(C-2)医師研修の実施	● 届出病床1床あたりの臨床研修医師数（施設類型で補正）	● 高度な医療に関する研修（臨床研修を修了した医師に対する年間一定数以上の研修）

- 特定機能病院に求められる「高度な医療に関する研修」は、臨床研修を修了した医師に対する研修であり（医療法施行規則 第九条の二十第三項）、年間一定数以上の医師に対する研修の実施及び報告の義務が課されている。
- 更に特定機能病院の中には臨床研修医を全く採用しない施設もあり、このような施設は、（仮）高診療密度病院群の要件原案によれば、最初から対象から除外されることとなる。

② その他の3要件(C-1,C-3,C-4)

- 「診療密度(C-1)」、「高度な医療技術の実施(C-3)」、「重症患者に対する診療の実施(C-4)」については、特定機能病院の承認等において直接的な制約要件となるものではない。

（仮）高診療密度病院群での要件		特定機能病院での取扱い
(C-1)診療密度	● 1日当たり包括範囲出来高平均点数（全病院患者構成で補正）	（規定なし）
(C-3)高度な医療技術の実施	● 外保連手術試案手術指数（協力医師数及び難易度、手術件数等による補正）	● 先進医療の実施 ● 特定疾患治療研究対象疾患の診療 ● 高度な医療技術の開発及び評価を行う能力を有する
(C-4)重症患者に対する診療の実施	● 複雑性指数（重症患者補正）	（規定なし）

### (3) 検討

- 以上の整理を踏まえ、特定機能病院（この場合は大学病院本院以外の特定機能病院）については、医療法上の規程により、（仮）高診療密度病院群の「医師研修の実施(C-2)」に関する実績要件については、一定水準を満たしている、として取扱ってはどうか。
  
- それ以外の3要件（「診療密度(C-1)」、「高度な医療技術の実施(C-3)」、「重症患者に対する診療の実施(C-4)」）については、特定機能病院の承認要件では担保されないことから、他の施設と同様の取扱いとしてはどうか。（すなわち、大学病院本院以外の特定機能病院については、これらの3要件を満たした場合、（仮）高診療密度病院群とする）

大学病院本院以外の高診療密度病院群（仮称）の要件

**【修正最終案】**以下の C-1～C-4 の全ての実績要件を満たす病院（但し、特定機能病院にあつては C-2 を除く C-1, C-3, C-4 の 3 要件を満たす病院）

- C-1 一定以上の診療密度
- C-2 一定以上の医師研修の実施
- C-3 一定以上の高度な医療技術の実施
- C-4 一定以上の重症患者に対する診療の実施